（昭和33年9月10日第3種郵便物認可）　1部　9円　〔毎月2回・1日・15日発行〕

広報 ごしょがわら

発行所
五所川原市役所
496号
昭和56年6月1日
印刷　㈱佐々木印刷工業

市の人口　53,103人　男　25,713人　女　27,390人　世帯数　14,585
（昭和56年5月1日現在）住民基本台帳から

“早く芽を出してネ”
親子そろって農園開き

土に親しみ収穫の喜びを味わおう、というちびっ子農園の開園式が5月10日、市内一ッ谷の市民農園におよそ150人の親子連れが参加して行われました。

開園式では、高橋教育委員長が、「ご家族そろって収穫の喜びを分かち合いましょう」とあいさつ、参加者たちに用意されたナスやトマト苗、大豆、ジャガ芋の種が配布されました。

参加者たちは、さっそく割り当て区画の農園にクワをおろし、つくりたてのウネに生きのいい苗や種を植え付け、親子そろって楽しいひとときを過ごしました。

（写真＝5月10日、市内一ッ谷で）

昭和五十六年度の一般会計予算額が、歳入歳出とも九十八億八百三万円と決まりました。これは昭和五十五年度当初予算額に比べて七億四千七百四十七万一千円の減額（七・一％減）です。新年度は、①市民生活関連基盤の整備充実②産業、経済の振興③教育、文化、体育の振興④広域的都市機能の整備―を施策の柱に掲げ、健康で明るく住みよい街づくりを目指しておりますので、みなさんの理解と協力をお願いします。

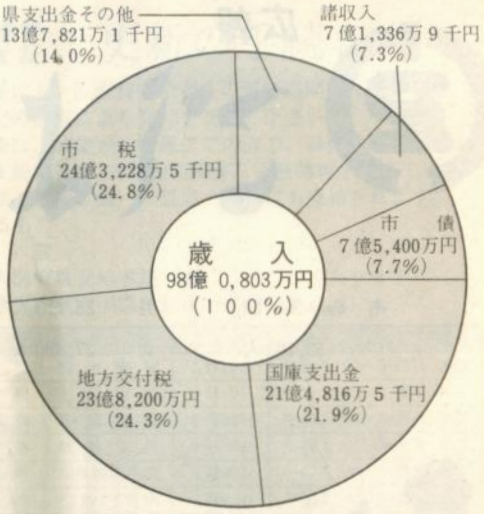

4本柱

56年度 重点施策

1．市民生活関連基盤の整備充実（単位万円）

消防事務組合への負担金	34,743
病院事業会計への助成金	13,000
西北五衛生処理組合への負担金	21,000
道路橋梁及び交通安全施設整備事業	54,940
農業構造改善センター長橋建設事業（継続）	4,900
コミュニティセンター三好建設事業	11,810
防雪センター建設事業（継続）	4,198

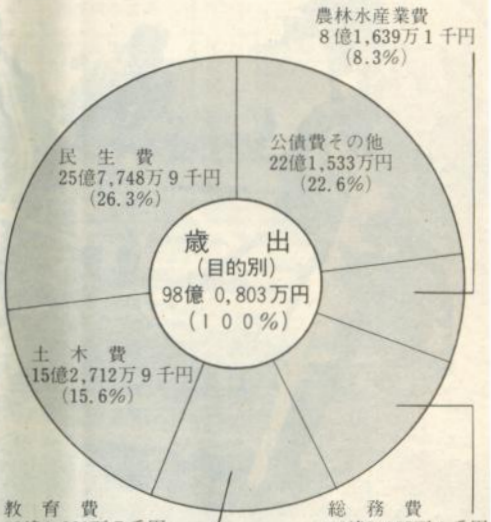

一九八〇年代の幕明けであった昨年は未曽有の冷夏による被害と、打ち続く経済不況に見舞われ、大変厳しい年でありました。我々は、これを一つの試練として率直に受け止めながら、不屈の精神をもって来たるべき地方の時代を目指しつつ、これを克服するため、市民一致の努力を傾注していくべきであると存ずる次第であります。

幸いにして、永年にわたり懸案でありました市総合計画が、昨年十二月議会において御議決をいただき策定されましたが、津軽地域の総合開発と広域中心機能の充実を図る計画、即ちモデル定住圏計画、新広域市町村圏計画の策定、更には青森県においても長期的な津軽地域の総合開発に取り組む姿勢が打ち出されており、これらの計画の整合的推進により、厳しさの中にも当地方の将来への希望は明るく拓けているものと信ずるものであります。

さて、財政の現状でありますが、国、地方ともまことに厳しい環境下に置かれております。因に、地方自治団体の財政運営の指針である地方財政計画においては、昭和三十四年以来の低い伸び率でわずか七％増、公共事業費の伸び率は二年連続してゼロ、地方債の枠は逆にマイナス一・四％であります。

このような状況の中にあっても、なお、行政を前進させるためには今までにも増して慎重な選択と判断、節度ある財政運用及び的確な情報把握と弾力的行政対応が要求されるわけでありますが、当市の財政を取り巻く諸条件もまことに厳し

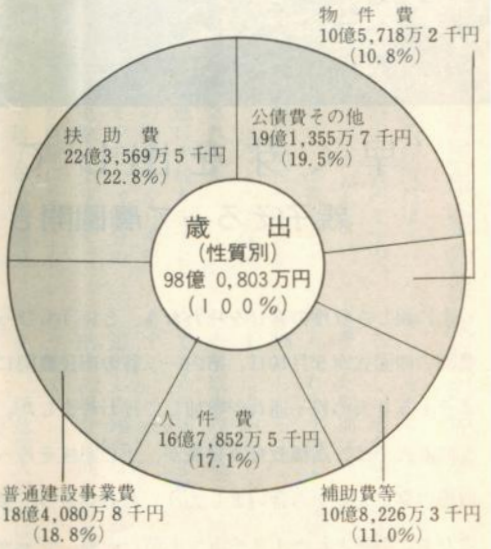

４．広域的都市機能の整備（単位万円）

津軽広域水道企業団負担金	1,063
立体交差橋建設事業	21,379
公園整備事業	13,817
西北五精薄施設組合への負担金	491

２．産業経済の振興（単位万円）

中小企業特別融資対策貸付金	18,000
商業近代化地域計画策定費	300
農道整備事業	8,711
県営広域農道整備事業	599
国土調査事業	22,756
自給飼料生産総合振興対策事業	506
新農業構造改善事業	5,405

昭和56年度特別会計

国民健康保険事業勘定	25億 4,838万円
市立高等看護学院	4,007万４千円
長者森平和公園造成事業	537万５千円
下水道事業	13億 5,638万６千円
水道事業会計	
収益的収入	３億 7,776万円
収益的支出	３億 7,776万円
資本的収入	９億 9,100万円
資本的支出	11億 1,082万４千円
病院事業会計	
収益的収入	23億 7,060万円
収益的支出	23億 7,060万円
資本的収入	5,000万円
資本的支出	１億 0,970万７千円

住みよい町

３．教育、文化、体育の振興（単位万円）

栄小学校増改築事業	25,449
三好中学校プール建築事業	2,919
重要文化財復元事業（継続）	981
看護婦養成への助成金	3,148
学校給食費	34,834
幼稚園就園奨励費	1,305
視聴覚ライブラリー整備事業	403

く、新年度予算編成に当たっては、これらのことを十分勘案して歳入の確保と歳出の計画をどのように図るべきか苦慮いたしたところであります。

歳入において、市税については昨年の冷夏の影響により、大幅な増収が期待出来ず、また地方交付税等についても同様であり、一般財源の確保については厳しい状況下にあります。

一方、歳出面におきましては、物件費、公債費等義務的経費の増高により、財政構造の弾力性を損う傾向にあるといわざるを得ません。

このように新年度の財政環境は楽観を許されないものがありますが、最少の経費で最大の効果を上げるという行財政運営の基本にのっとり、重点的かつ効率的な運用を図り、財政の健全化の堅持に努めながら「人間性豊かな住みよい活力あるまち」づくりのため

一、生活環境の整備拡充
二、産業の振興
三、教育、文化、体育の振興
四、広域的都市機能の整備

を施策の柱とし、これに

市議会第２回定例会から（要旨）

市長、施政方針を表明

を加え、これらの実現に努力を傾注する所存であります。

まず、第一点については、日常生活圏内道路の整備をはじめ、立体交差橋を含む街路整備、公共下水道事業、区画整理事業の推進、コミュニティセンターの建設、病院事業の着手、上水道の拡張事業等、市民生活に密着した事業を進めて、より豊かな生活環境造りに努めたいと存じます。

また岩木川新長大橋架橋の事業促進、津軽北部地区大規模農道整備事業の早期採択を図るため、関係機関と協議のうえ、運動をいたしたいと考えております。

第二点については、昨年の冷夏により、大きな被害を受けた農業経営について水田利用再編対策と相まって諸施策の推進を図るとともに、中州山を拠点とする畜産の振興を進め、昨年度策定した農村総合整備事業計画に基づき、農村総合整備モデル事業の実施計画策定を進め、明年度からの実施を図って参りたいと存じます。

次に、商工業振興については、中小企業特別融資対策の貸付枠増大のための預託金の増額により中小企業の育成振興を促し、本年度通商産業省から指定を受けた商業近代化五所川原地域計画の策定に当たり、その推進を図り、労働金庫への貸付金増額等により労働者福祉の増進を図って参りたいと存じます。

第三点については、市立小・中学校施策の整備について、本年度は栄小学校校舎の増築を実施するとともに、三好中学校プール新設及び第四中学校統合促進につとめ、運動公園の整備をも併せて推進して参りたいと存じます。

第四点については、新広域市町村圏計画の策定にともない、これまで述べた諸施策のうち広域的に利用される施設等について、その都市機能の拡充を図るという配慮のもとに実施して参る所存であります。

市の財政状況

五十五年度下半期から

市では、毎年二回にわたり、市の「財政状況」を公表しています。
今回は、昭和55年度下半期の一般会計予算の執行状況などのあらましについてお知らせするものです。
皆さんから負担していただいた税金がどのように使われているのかを知っていただき、市政に対する理解と協力をお願いするものです。

昭和55年度一般会計歳入歳出予算執行状況

（昭和56年３月31日現在）

歳入歳出予算額　123億2,527万円

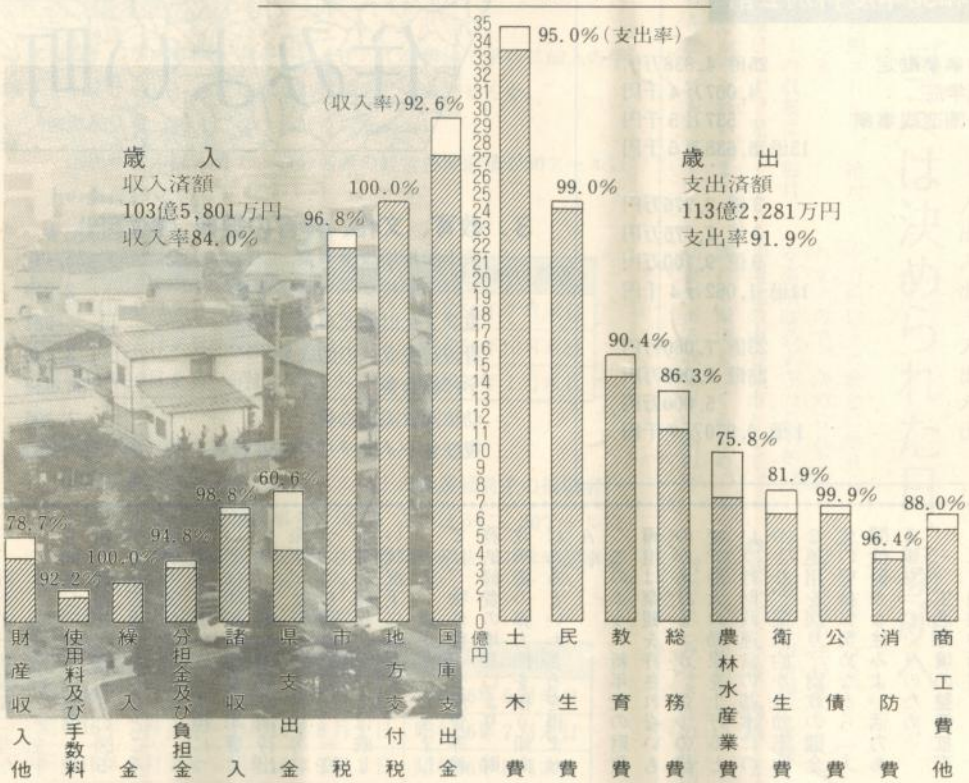

年金積立金の還元融資

昭和五十五年度事業として、中央公民館建設、葬斎苑（火葬場）建設、塵芥車購入の各事業に三億二百六十万円の還元融資を受けました。

この年金積立金は、国民年金積立金及び厚生年金保険などから構成され、国民生活の安定向上に直接役立つ生活環境整備（上、下水道等）、厚生福祉施設（病院、福祉施設等）、文教施設、農林漁業等の分野に還元融資されているものです。

簡保積立金の還元融資

昭和五十五年度事業として、市営住宅建設、公園整備（菊ヶ丘運動公園、河川公園、やなぎ沼公園、狼野長根公園）、農業構造改善センター松島の各事業に一億六千九百六十万円の融資を受けました。

この資金は、みなさんが加入している簡易生命保険積立金を公共の利益になるよう運用するため、国民生活に密着した部門への資金還元であり、地方福祉施設改善など地域社会の発展と住民福祉の向上のため還元融資されているものです。

地方自治法第二四三条の三第一項および五所川原市「財政状況」の公表に関する条例第二条の規定により昭和五十六年三月三十一日現在における財政状況を公表します。

五所川原市長 寺田 秋夫

一般会計現債額（昭和56年3月31日現在）

総額64億 9,807万円

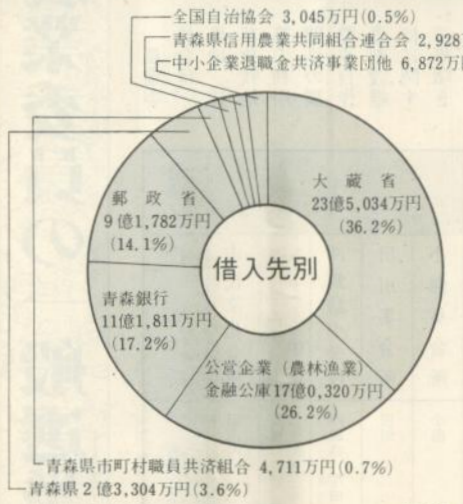

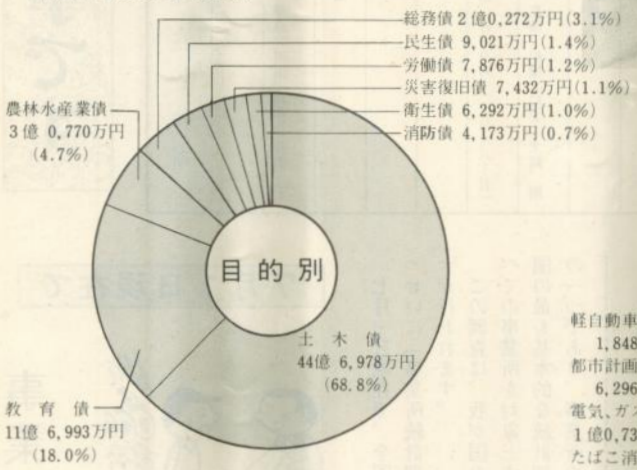

昭和55年度特別会計の執行状況

（昭和56年3月31日現在）

	予算額	収入率	支出率
国民健康保険事業勘定	23億1,392万円	88.0%	79.5%
長者森平和公園造成事業	1,025万円	65.5%	68.7%
市立高等看護学院	3,828万円	22.0%	89.3%

昭和55年度市税の負担状況

（昭和56年3月31日現在）

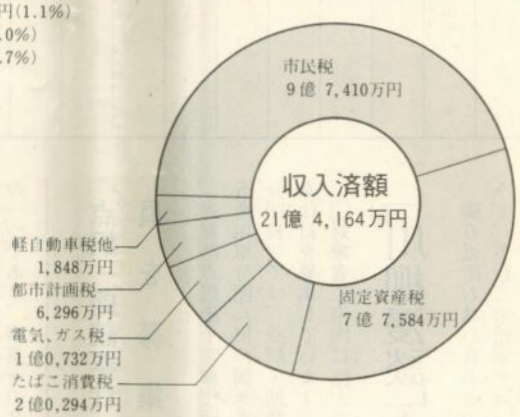

二等陸・海・空士募集

□受付け 常時
□試験 毎月
□入校（入隊） おおむね毎月
□待遇・その他
陸上は二年（技術系三年）、海上・航空は三年を一任期として任用されますが、希望者は二年を任期として、継続任用の道がひらかれています。曹・幹部への道もひらけています。
○初任給 九一、六〇〇円（十ヵ月たてば、九万九千六百円）
衣・食・住無料、または貸与。賞与年三回支給。その他各種手当支給
○各種専門技術を修得することができます。
○年齢十八歳～二十五歳未満の男子

「くらしと趣味の教室」受講者募集

市勤労青少年ホームでは、次の日程で「くらしと趣味の教室」を開きます。ふるってご応募下さい。

□受講資格 市内に住所、または勤務先を有する15歳以上30歳までの勤労青少年。（申し込みと同時に会員登録をして下さい）以前に受講された方でも結構です。
□受講料 無料です。（ただし材料費は本人負担です）
□申し込み先 市勤労青少年ホーム（☎(34)3602番）
□時間 午後6時30分から午後8時30分まで

教室名	男・女	主目的	とき	毎週	定員
煎茶	男・女	煎茶の作法	5月13日～7月15日	水	10人
ギター	〃	クラシック中心	5月14日～7月16日	金	10人
写真	〃	現像・写し方等	5月15日～7月17日	金	10人

農業委員の一般選挙です

6月14日(日)は

農業委員会は、農地、採草放牧地等の利用関係の調整や自作農創設維持に関する事項を処理する大切な役目をもっております。

今後三年間、その重責を担う委員の選挙が六月十四日（日）に行われます。忘れずに投票しましょう。

□投票できる方

市内に居住し、満二十歳以上の方で、左のいずれかに該当する方

①十アール以上の農地を耕作する方及びその同居の家族（配偶者を含む）で、年間六十日以上耕

選挙区	投票所	あなたの住所
1	市民文化会館	旧市内
	コミュニティセンター中川	長橋（広野、藤島）川山、種井、若葉三丁目十二番三
	沖飯詰小学校	沖飯詰、桜田
	田川集会所	田川
	小曲集会所	小曲
2	五所川原第三中学校	七ッ館、広田、みどり町（一丁目～八丁目）梅田一部
	栄小学校	姥懸（桜木、菖蒲、船橋）稲実（米崎、開野、稲葉）
	湊集会所	湊（千鳥、船越）
	中央公民館梅沢分館	梅田
	中泉集会所	中泉
	羽野木沢小学校	原子、羽野木沢
3	中央公民館高野分館	高野、持子沢
	中央公民館前田野目分館	前田野目
	中央公民館俵元分館	俵元、原子（紅葉）
	野里小学校	野里、神山、福山、豊成
	松野木小学校	松野木、（大開、福岡、若山）
4	浅井集会所	浅井
	戸沢集会所	戸沢（石田坂、平町）

7月1日現在で

事業所統計調査を実施

七月一日現在で、全国いっせいに「事業所統計調査」が行われます。

この調査は、我が国のすべての事業所を対象とする国の最も基本的な統計調査の一つであり、事業所の名称・所在地・経営組織・開設時期・従業者数などを調査するものです。

事業所とは、「物の生産またはサービスの提供が業として行われている一定の場所」のことであり、いいかえれば営利・非営利にかかわらず、その事業を行うことにより賃金や報酬を得て働いている場所、あるいは生計を立てている人がいる場所のことで、会社や工場、店舗、官公庁、病院、学校のほか神社、寺院なども含まれます。

調査員は、六月下旬から皆さんの事業所を訪問し、調査票の記入を依頼します。そして、七月上旬までの間に再度皆さんの事業所を訪問し、調査票の取り集めを行いますが、調査員が聞き取りによって調査してもよいことになっていますので、ご協力をお願いします。

なお、調査についてご不明な点は、市総務課企画室（☎㉟二一一一番・内線三一八～三一九番）へお問い合わせ下さるようお願いします。

点訳・朗読奉仕員を募集

青森県点訳赤十字奉仕団五所川原分団（田戸岡きさ分団長）では、点訳・朗読奉仕員を募集しています。

□対象者　市内に住んでいる家庭の主婦、または勤務している女性

□締切り　七月三日(金)

□お申込み　はがきに住所、氏名、電話番号を明記のうえ、市内鎌谷町一一七～七、市中央公民館（☎㉟六〇五六番）へお申し込み下さい。

「川柳漫談」市民講座を開講

隣り近所お誘い合わせのうえ、多数ご来館下さい。

□とき　六月十五日(月)午後一時三十分

□ところ　市中央公民館

□演題　「川柳漫談」

□講師　佐藤狂六氏（板柳町、毎日新聞川柳選者、勲五等・文化功労賞受賞）

□受講料　無料

＊＊＊＊＊

人権擁護活動で山谷さんらに感謝状

人権擁護委員の山谷清、磯野房枝、小笠原徳一の各氏にこのほど、青森地方法務局長から感謝状が贈られました。

三氏は、多年人権擁護委員として、地域住民の人権擁護と人権思想の普及、高揚に貢献したためです。

作に従事する方

②十アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員、または社員で年間六十日以上耕作に従事する方

※注意 投票所は、次のとおりですが、従来、五所川原小学校、南小学校、森の家、松島会館で投票された方は今回投票所が変わりますのでご注意下さい。

なお、農業委員会委員一般選挙について詳しくは、市選挙管理委員会（☎㉟二一一一番、内線三二七～九番）へお問い合わせ下さい。

5	生活改善センター	興隆、朝日、坂上、南新、北新、中町、下町、伝助町、新町、大町、沢田、白旗、清野、福泉（一部）石田（一部）
	中央公民館 飯詰分館	南下、中下、北下、大日町、大正町、笹瀬五本松、影日沢、寺町、下岩崎、上町、西岩崎、長坂、下村、石田（一部）福泉（一部）
	毘沙門小学校	毘沙門
	長富集会所	長富
6	中央公民館 高瀬分館	高瀬
	三好中学校	鶴ヶ岡（福井）
	藻川小学校	藻川
7	中央公民館 松島分館	吹畑、米田、石岡、漆川（馬性）唐笠柳
	水野尾集会所	水野尾
	金山集会所	金山（悪戸、田中、野崎、川代田、宮田）
	一野坪小学校	一野坪（石畑、中村、前薮）漆川（十川町漆川字鎌懸七七～一三二番地）太刀打（尻無、桃崎）

知っていますか、次の制度

▽児童手当の支給

児童手当法により、児童を三人以上養育している家庭に支給されます。

○支給される児童

十八歳未満の児童を三人以上養育しており、出生順に数えて、三人目以降である義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）に支給されます。

公務員、または公共企業体の職員の方は、認定の請求手続きを勤め先に提出して下さい。

▽児童扶養手当の支給

支給される人 不幸にして、なんらかの理由により父と生計を同じくしていない十八歳未満の児童、または二十歳未満で心身に障害のある方を監護している母、母にかわって養育している人に支給されます。

▽特別児童扶養手当の支給

支給される人 二十歳未満で、精神または身体に障害を有する児童を監護する父、または母、もしくはその養育者に支給します。ただし、対象児童が施設入所した場合は受給できません。

詳しいことは、市福祉事務所（☎㉟二一一一番・内線二四三番）へご相談、お問い合わせ下さい。

行政相談活動で坂本さんに感謝状

市内姥萢の行政相談委員坂本甚作さんはこのほど、行政管理庁長官から感謝状を贈られました。

日頃の行政相談活動が認められたためです。

＊＊＊＊＊

花壇コンクールを開催

ふるってご参加を

県などが主催し、県民の環境美化に対する意欲を高め、美しい郷土づくりをするため実施します。

ふるってご参加下さい。

□**対象部門**

①職場（官公庁、会社、駅、福祉施設等）

②学校（小・中・高等学校等）

③地域（部落、婦人会、老人クラブ等）

□**受付期間** 七月一日～七月三十日

□**地方審査終了** 九月十日

□**中央審査終了** 九月二十日

□**表彰** 十月中旬

□**申込み・お問い合せ先** 市商工観光課（☎㉟二一一一番・内線二五九番）

なお、申込用紙は、当課にあります。

赤十字救援車「博愛号」配備

このたび、日本赤十字社青森県支部から五所川原市地区に、赤十字救援車「博愛号」＝写真＝が配備されました。

「博愛号」は、今後災害時の救護資材、救援物資、避難民の運搬、輸送等の救護、または赤十字奉仕団、青少年赤十字活動の援助、育成業務などに使用されます。

交通事故移動・巡回相談所

六月は次の日程で開設されます。

ご利用下さい。

□**とき** 六月十日（水）二十四日（水）、午前十時から午後二時まで

□**ところ** 市民文化会館別館（旧中央公民館）

県交通事故相談所

市・市民相談室

防犯灯五基寄贈

東北電力五所川原営業所

東北電力五所川原営業所（舟山和威所長）は五月十八日、市に防犯灯五基を寄贈し、一日所長の市内本町鶴谷公美子さんから寺田市長に目録が手渡されました。

同所が春のサービス旬間行事のひとつとして贈ったものです。

〝農業者年金〟に加入を

まず加入　老後のしあわせに

- 農業者年金は農業経営主とその後継者のための年金です。
- 農業者年金は国の法律で保証された年金ですから安心して加入できます。また他の制度にみられない高率の国庫補助があり大変有利な制度となっています。

加入手続きを早く

次の方々の加入期限が迫っていますので、農協で早めに加入の手続きをして下さい。あなたはこれに該当していませんか。

□**当然加入者**（加入しなければならない人）

国民年金の加入者で、自分名義の経営農地面積が50アール以上の農業経営主。

★昭和14年生まれの人はご注意!!

生　年　月　日	保険料納付期限
昭和14年4月2日～昭和14年7月1日	昭和56年7月末日
昭和14年7月2日～昭和14年10月1日	昭和56年10月末日
昭和14年10月2日～昭和15年1月1日	昭和57年1月末日

□**任意加入者**（加入することができる人）

国民年金の加入者で、50アール以上の農業経営主の後継者（引き続き3年以上農業従事者に限る）このほかに、30アール以上50アール未満の園芸施設経営主と農業生産法人の常時従事者である構成員も任意加入できます。

★昭和16年生まれの人はご注意!!

生　年　月　日	加入申出期限
昭和16年6月2日～昭和16年7月1日	昭和56年6月末日
昭和16年7月2日～昭和16年8月1日	昭和56年7月末日
昭和16年8月2日～昭和16年9月1日	昭和56年8月末日
昭和16年9月2日～昭和16年10月1日	昭和56年9月末日
昭和16年10月2日～昭和16年11月1日	昭和56年10月末日
昭和16年11月2日～昭和16年12月1日	昭和56年11月末日
昭和16年12月2日～昭和17年1月1日	昭和56年12月末日

特定保険料

一定の要件に該当する若い後継者については、農業後継者育成の趣旨から国庫助成により、その保険料が35歳まで3割ほど安くなっています。これを特定保険料といいます。

※要　件

①35歳未満であること。

②農業に常時従事していること。

③後継者を指定した経営上の経営面積が一定規模以上あること。

④後継者を指定した経営主も農業者年金に加入していること。

―― **お申し込み、ご相談は農協または農委へ** ――

ゴミは決められた日、場所へ

みんなで守る五原則

1　ゴミは、収集日の朝以外は絶対出さないこと。

2　燃えるゴミ、燃えないゴミに必ず区別すること。

3　残飯などは、十分水切りをして袋詰めにし、ひもで結んで出すこと。

4　業務用で出たゴミは、燃えるゴミは高瀬焼却場へ、燃えないゴミは野里埋立地へ、それぞれ自分の責任において処理すること。

5　ゴミの不法投棄（用水堰、河川、指定場所以外に捨てること）は、法律によって処罰されます。絶対やらないこと。

粗大ゴミの収集は、毎月第二火曜日です。児童・生徒が、心からきれいなまちづくりを願っております。

□**ご注意**

用水堰、河川などへの投棄、また収集日の朝以外にゴミを出した場合は、不法投棄者として摘発され、三ヵ月以下の懲役、または二十万円以下の罰金に処せられますので、決められている事項は必ず守って下さい。

西北の中心都市として、誇れる環境をつくるため、初歩である収集日の朝以外のゴミの搬出、不法投棄をなくすることから始めましょう。

お願い

町内、部落ぐるみで監視を強め、ゴミの不法投棄をなくしましょう。

ゴミの不法投棄をみた方は、直ちに市清掃公害課（☎㉟二一一一番・内線二五七番）へご連絡下さい。

市では、みなさんの生活環境をきれいにするため、各家庭から出されるゴミは燃えるものと燃えないものとに区別し、指定された収集日の朝に出していただくよう再三協力を呼びかけています。

しかし、残念ながら一部の心ない人が収集日の朝以外にゴミを出したり、燃えるゴミと燃えないゴミを一緒に出すため、各町内に設けられている集積場所が汚れ、悪臭のため町内の方や歩行者に迷惑をかけているのが現状です。

みなさんが共同で利用しているゴミ集積場所です。

いま一度、自分の身になってゴミの搬出はお互いきまりを守り、私たちの住むまちの環境をきれいにするよう協力し合いましょう。

「結核検診を受けて下さい」

□対象　16歳以上の一般市民

□料金　無料です。

レントゲン撮影は、着物を着たままでできます。金具（ネックレス等）ははずして下さい。

配布の受診票にご記入のうえ、都合のよい場所で受診して下さい。新市内の地区では、血圧測定も行います（なお、他地区の日程は、8月1日発行の市広報に掲載します）。

月日	地区名	場所	時間
6月22日（月）	川山・中泊	中川コミュニティセンター	9：30～10：00
	種井	種井公民館	10：10～10：30
	若葉	団地県営集会所前	10：40～11：10
	若葉	森の家前	11：20～11：50
	新宮町・中川・新宮・芭蕉	新宮公民館前	12：00～12：20
	上藻川	川浪民也宅前	13：30～14：00
	下藻川	大川商店前	14：10～15：00
6月23日（火）	田川	田川集会所	9：30～10：00
	高瀬	高瀬集会所	10：10～10：30
	福井	小笠原清衛宅前	10：40～11：00
	鶴ヶ岡	市農協三好支所	11：10～11：40
	小曲・沼田町	渋谷勇逸宅前	13：00～13：30
	平和町・蓮沼・不魚住	平和町集会所前	13：40～14：00
	栄町	白衣神社前	14：10～14：40
	田町	鹿内雄太郎宅横	14：50～15：20
6月24日（水）	下平井町・幾世森	老人ホームくるみ園前	9：30～10：00
	敷島町・さつき町	敷島分院前	10：10～10：40
	末広町・柏原町	五所川原保健所前	10：50～11：20
	中平井町	五所川原小学校前	12：30～13：00
	上平井町・平井町	上平井町集会所	13：10～13：40
	錦町・幾島町	錦町集会所	13：50～14：20
6月25日（木）	長富	原田商店前	9：30～9：50
	長富	長富集会所	10：00～10：30
	長富	高橋文弘宅前	10：40～11：00
	共栄	共栄集会所	11：20～11：40
	毘沙門（中崎）	成田幸雄宅前	11：50～12：10
	毘沙門	泉谷正志宅前	13：20～13：40
	桜田	桜田集会所	13：50～14：20
	沖飯詰	古川繁春宅前	14：30～14：50
6月26日（金）	石岡	寺田武道宅前	9：30～9：50
	二本柳	寺田時雄宅前	10：00～10：20
	唐笠柳	小山内光春宅前	10：30～10：50
	水野尾	水野尾集会所前	11：00～11：20
	富桝	太田寛蔵宅前	11：30～11：50
	梅田	成田理容所前	13：00～13：20
	梅田	梅沢支所前	13：30～13：50
	中泉	中泉集会所前	14：00～14：40
6月29日（月）	三ツ谷	坂本甚作宅前	9：30～9：50
	猫渕	猫渕集会所前	10：00～10：20
	姥葱	姥葱集会所前	10：30～10：50
	稲実	消防屯所前	11：00～11：20
	広田	一戸正一宅前	11：30～11：50
	広田	鳴海謙一宅前	12：00～12：20
	七ツ館	盛農機	12：30～12：50
	七ツ館	白戸義勝宅前	13：50～14：10
	浅井	秋田重勝宅前	14：20～14：40
6月30日（火）	みどり町	栄コミュニティセンター	14：50～15：30
	俵元	俵元集会所前	9：30～9：50
	羽野木沢	七和コミュニティセンター	10：00～10：20
	持子沢	三上商店前	10：30～10：50
	原子	原子集会所（旧青銀）	11：00～11：20
	原子	阿部タキ宅前	11：30～11：50
	前田野目	西塚商店前	12：50～13：10
	前田野目	老人ホームあかね荘	13：20～13：40
	前田野目	大坂登宅前	13：50～14：10
	高野	高野公民館前	14：20～15：00
7月1日（水）	馬性	馬性集会所前	9：30～9：50
	前葱	山内啓司宅前	10：00～10：20
	中村	小野千代造宅前	10：30～10：50
	一野坪	対馬静賢宅前	11：00～11：20
	石畑	小野修一宅前	11：30～11：50
	太刀打	山形豊太郎宅前	12：00～12：20
	桃崎	葛西勘之丞宅前	13：20～13：40
	尻無	新谷電気商会前	13：50～14：10
	十川	十川集会所前	14：20～14：40

身障者の巡回診査と更生相談

□対象者　①身体障害者手帳交付後、あるいは、前回の診査後障害に変化があり、障害等級の変更、または医療を必要とする方

②義肢、補装具等の新調、あるいは改造を必要とする方

③身体障害者手帳の交付を受けるために、診断を必要とする方

④就業、生活医療、施設入所の相談を希望する方

□受付時間　いずれも午前九時から十一時まで

□内科　○七月三日（金）五所川原保健所

□眼科　○七月八日（水）老人福祉センター

□整形外科　○七月二十二日（水）、老人福祉センター

「動脈硬化症」について 移動健康教室を開催

市と五所川原市民保健協議会では、次の日程で「移動健康教室」を開きます。

□とき　六月十三日（土）午後三時から

□ところ　コミュニティセンター七和

□テーマ　「動脈硬化症」について

□講師　佐藤実氏

当日は、健康相談、血圧測定を行います。

街頭献血のご案内

移動採血車「青い鳥号」が次の日程で街頭献血を行います。みなさんの協力をお願いします。

□とき・ところ

◎六月九日（火）○午前十時三十分から正午まで、末広町・五所川原保健所前

○当日午後一時三十分から三時まで、裏田町・東北電力五所川原営業所構内

第22回県精神衛生大会 二十日、五所川原市で

□とき　六月二十日（土）午後零時三十分

□ところ　市中央公民館

◎公開座談会「上手なほめ方、上手な叱り方」

◎公開特別講演「少年非行化に思う」藤崎町教育長・小田桐孫一氏

○主催　県精神衛生協会、青森県○後援　北五医師会、五所川原

老人医療費受給者証・更新の手続きを

老人（70歳以上）医療費受給者証の更新時期となりました。該当者は下記の日程により交付を受けて下さい。

老人医療費は、65歳から69歳までの方で、身体障害（１・２３級または４級の音声・言語機能障害、下肢障害１・３・４号）と国民年金法（１・２級）に該当する方にも支給されます。

◎持参するもの

１．印　鑑

２．老人医療費受給者証（前にお渡ししてあります）

３．健康保険証（国保・社保・共済保険証等）

地区名	ところ	月日	時間
梅沢	梅沢支所	６月19日	午前９:00～午前11:30分
七和	七和支所	６月19日	午後１:00～午後３:30分
長橋	長橋支所	６月22日	午前９:00～午前11:30分
飯詰	飯詰支所	６月22日	午後１:00～午後３:30分
松島・松島町	市保険衛生課	６月20日	午前９:00～午前11:30分
毘沙門	毘沙門支所	６月23日	午前９:00～午前11:30分
三好	三好支所	６月23日	午後１:00～午後３:30分
栄・みどり町・千鳥町	市保険衛生課	６月24日	午前９:00～午前11:30分
中川	市保険衛生課	６月24日	午後１:00～午後４:00分
栄町・田町・蓮沼元町・新町・柳町川端町・寺町・岩木町・鎌谷町・鳥森・一ッ谷・八重菊・下り枝	市保険衛生課	６月25日	午前９:00～午後４:00分
弥生町・布屋町・東町・大町・本町旭町・雛田・敷島町・錦町・幾島町柏原町・末広町	市保険衛生課	６月26日	午前９:00～午後４:00分
上平井町・中平井町・下平井町・長橋字橋元・幾世森森・新宮・小曲・沼田町・若葉	市保険衛生課	６月27日	午前９:00～正午

※なお、当日都合により交付を受けられない方には、６月29日に市保険衛生課で交付します。

免除の保険料は追納を

国民年金の保険料は、失業したり、収入が少なかったり、災害などのため、納めるのが困難な時は申し出によって保険料が免除になります。

しかし、免除になりますと、将来、老齢年金を受ける時に免除された期間は、保険料を納めた人の場合の三分の一に減らされます。

保険料を免除された人は、その後の生活に余裕が出来た時に、十年以内の分は、さかのぼって旧料金で納められます。このことを追納と言います。

追納した場合は、保険料を納めた場合と同じ計算になります。

ぜひ、この保険料の追納制度をご利用されるようお勧めします。

別表一は、昭和四十六年度からの免除されたその年度の保険料です。

なお、一例として計算をすれば、昭和四十六年度の免除された保険料は、一ヵ年分で五千四百円で、一ヵ月分にしますと、四百五十円です。

この一ヵ月分の四百五十円を追納しますと、老齢年金は、一ヵ月分として千六百八十円貰えますので、実に約四倍もらえることになり、新時代の錬金術とも言えるのではないでしょうか？。

また、昭和五十五年度の年度平均・全国消費者物価指数が前年度に比べて七・八％（五月一日・総理府統計局が発表）上昇したので、この消費者物価指数を基準として、年金額が自動的に七・八％増額改定されますから、物価、インフレに対しても安心できます。追納は、分割して納めることもできます。

詳しいことは、市社会課・国民年金係にお問い合わせ下さい。

（別表１）　免除された保険料額

年度	１ヵ年分の保険料
４６年度	5,400円
４７年度	6,300円
４８年度	7,650円
４９年度	11,400円
５０年度	13,200円
５１年度	16,800円
５２年度	26,400円
５３年度	32,760円
５４年度	39,600円
５５年度	45,240円

―国民年金の保険料の免除―

国民年金の保険料は、一ヵ月分が四千五百円ですが、失業したり、収入が少ない、生活が苦しい、冷害などのため保険料の納付が困難な人は、申し出によって保険料が免除されます。

今、早速に手続きをすれば、今年の四月分から来年の三月分までの一ヵ年分の保険料は免除になります。

保険料が免除になっても、障害年金や母子年金、遺児年金などは、納めた人と同様の額を受けられますから滞納のままに放置せず、必ず市社会課・国民年金係に印鑑ご持参のうえ、免除の申し出をして下さい。

ただし、老齢年金は免除を受けた期間は三分の一に減らされますので、保険料を納められるようになったらすぐに追納して下さい。

十年以内の分なら、旧料金でさかのぼって納められます。

追納した場合は、保険料を納めた場合と同じ計算になります。

なお、任意加入の人は免除できません。

詳しいことは、市社会課・国民年金係にお問い合わせ下さい。

―国民年金保険料の納付を―

昭和五十六年度の第一期分（四月・五月・六月分）の国民年金の保険料の納期は、六月三十日までとなっております。

国民年金に加入していても、保険料を納めていませんと、万一、けがをしたり、ご主人に亡くなられたり、遺児になったりした時などに障害年金、母子年金、遺児年金などが受けられませんし、老齢年金も受けられなくなります。

どうしても納めることが出来ない場合は、そのままにしないで、必ず市社会課・国民年金係に印鑑ご持参のうえ、保険料の免除の申し出をして下さい。

広報紙の早期配布にご協力下さい